

喫煙可能室設置施設

【自己点検チェックシート】

- 2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること。

※改正法施行後に何らかの状況の変更があった場合に引き続き「既存」の店舗に該当するか否かは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断することとする。

《確認書類》

会社概要等

- 資本金5,000万円以下であること。

※大規模会社、一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社、大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社を除く

《確認書類》

資本金額・出資総額に係る書類（資本金額や出資総額が記載された登記、賃借対照表、決算書、企業パンフレット等）

- 客席面積100㎡以下であること。

※客に飲食させるために客に利用させる場所（店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指す）

《確認書類》

店舗図面等

管理権原者は、これらを証明する書類を具備し、保健所の求めに応じて速やかに提示できるように保存しなければならない。（届出の際の添付は不要）